

確認申請書の提出先の区分（五島市内）

五島市は、平成18年4月1日から限定特定行政庁として、建築主事を配置しています。これにより、従来の確認申請の県への經由事務だけでなく、建築基準法（以下法）第6条第1項第4号に掲げる建築物や一部工作物の確認申請及び完了検査事務を行い、法42条1項5号道路（位置指定道路）等の事務も行っていきます。長崎県五島振興局と五島市の確認業務区分は、下表のとおりです。

		長崎県五島振興局		五島市役所		
適用地域		五島市内全域にある建築物のうち、下欄のもの		五島市内の都市計画区域内及び土砂災害特別警戒区域内にある建築物のうち、下欄のもの		
建築物	用途・構造等	規模等	法区分 (法第6条第1項)	規模等	法区分 (法第6条第1項)	
	特殊建築物	床面積	200㎡を超える	1号建築物	200㎡以下	
	木造	階数	3以上	2号建築物	2以下	4号建築物 (※1)
		床面積	500㎡を超える		500㎡以下	
		高さ	13mを超える		13m以下	
		軒の高さ	9mを超える		9m以下	
	非木造	階数	2以上	3号建築物	1	
		床面積	200㎡を超える		200㎡以下	
工作物	煙突	6mを超える (右欄に掲げるものを除く)		6mを超え10m以下 (4号建築物の敷地内に築造するものに限る(※1))		
	鉄塔・コンクリート柱等	15mを超える				
	広告塔・看板	高さ	4mを超える (右欄に掲げるものを除く)		4mを超え10m以下 (4号建築物の敷地内に築造するものに限る(※1))	
	高架水槽・サイロ・物見塔		8mを超える			
	擁壁		2mを超える (右欄に掲げるものを除く)		2mを超え3m以下 (4号建築物の敷地内に築造するものに限る(※1))	
	昇降機、ウォーターシャフト・飛行塔等		施行令第138条第2項に定めるもの			
	製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等		施行令第138条第3項に定めるもの			
建築設備	エレベーター(※2)・エスカレーター・段差解消機・階段昇降機等	1号～3号建築物に設ける建築設備(※3)		4号建築物に設ける場合は確認申請不要ですが、安全等確認する必要があることから、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。		
	換気設備（法28条2項ただし書き及び3項）、排煙設備（排煙機を要するもの）、非常用照明	建築物の定期報告の対象となる建築物に設けられるもの(※3)		なお、建築物の確認申請に関係図書の添付が機種等の選定等により間に合わない場合には、法12条5項による報告書の提出を求めます。		

※1 建築物又は工作物の建築、築造又は用途変更に関して、長崎県知事の許可を必要とするものは除きます（申請窓口は長崎県(五島振興局)となります。）。

※2 小荷物専用昇降機の確認申請は不要ですが、安全等確認する必要があることから、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。

※3 建築物そのものに関する建築確認申請、計画通知を行う場合を除きます。その場合には、建築物の確認申請に関係図書を添付し審査を行います。